

気象警報発令時の登下校及び授業・考査について

和歌山県立星林高等学校

1 特別警報、暴風警報、大雨警報の発令に伴う措置

(1) 普通授業日の場合

- ① 午前6時30分の時点で、**和歌山市**に上記気象警報が発令されている場合は、全ての生徒は登校しないで自宅で待機する。
- ② 午前6時30分の時点で、**和歌山市以外の市町村**に上記気象警報が発令されている場合は、**当該市町村の生徒**は登校しないで自宅で待機する。
- ③ 午前10時30分の時点で、**和歌山市**において上記気象警報が解除されていない場合は臨時休校とする。
- ④ 午前10時30分までに、**和歌山市**の上記気象警報が解除された場合は、午後1時までに登校する。(授業は第5限から実施するが、当日一日分の授業の準備をして登校する。)

午前10時30分

までに警報解除 ⇒

S H R	13:00	~	13:10
5 限	13:15	~	14:05
6 限	14:15	~	15:05
7 限	15:15	~	16:05 (7限実施日のみ)

- ⑤ 午前10時30分の時点で、**和歌山市**において上記気象警報が解除されていても、**和歌山市以外の市町村**において上記気象警報が発令中の場合は、**当該市町村の生徒**は登校しない。なお、当該生徒は公欠扱いとする。

(2) 定期考査実施日の場合

- ① 午前6時30分の時点で、**和歌山市**に上記気象警報が発令されている場合は、臨時休校とする。
- ② 午前6時30分の時点で、**和歌山市以外の市町村**に上記気象警報が発令されている場合は、**当該市町村の生徒**は登校しない。
- ③ 臨時休校となった場合、その日の定期考査は定期考査最終日直後の授業日に実施する。

2 その他の留意点

- ① 交通機関・道路事情等に危険が予測される場合や、上記気象警報以外の洪水警報等が発令され登校に危険が予測される場合は、各家庭で判断し登校を見合わせる。その場合は、速やかに保護者から学校へ連絡を行うこと。
- ② 学校もしくは和歌山県教育委員会から、公共放送等を通じて指示がなされた場合は、その指示に従うこと。
- ③ 登校後に気象警報が発令された場合は、状況を判断し、帰宅または学校待機や避難の措置を行う。

平成27年7月1日改定